



# 市職員の給与を公表

☎ 総務管財課 ☎ 055-948-1411

市職員の給与は、地方公務員法に基づき、『伊豆の国市職員の給与に関する条例』により定められています。これらに定められていない給料や手当は支給されません。また、条例の制定・改正・廃止には、市議会の議決が必要です。

## ●職員数 (各年4月1日現在) ※再任用短時間勤務職員を除く

	職員数					
	合計	会計別		給料表別		
		普通会計	特別会計	行政職給料表(甲)	行政職給料表(乙)	技能労務職給料表
令和3年度	391人	360人	31人	386人	3人	2人
令和4年度	390人	356人	34人	386人	3人	1人

## ●特別職の給与等 (令和4年4月1日現在)

区分	月額	期末手当	
		6月期	12月期
給料	市長 800,000円	2.15月分	2.15月分
	副市長 660,000円	2.15月分	2.15月分
	教育長 600,000円	2.15月分	2.15月分
報酬	議長 363,000円	1.95月分	1.95月分
	副議長 324,000円	1.95月分	1.95月分
	議員 300,000円	1.95月分	1.95月分

## ●一般職の給与等の状況

### 〈1〉人件費の状況

(令和3年度普通会計決算)

歳出額(A)	人件費率(B/A)
251億3,660万円	
人件費(B)	13.1%
32億8,780万円	

### 〈2〉職員給与費の状況 (令和3年度普通会計決算)

職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
363人	12億9,333万円	1億7,931万円	5億584万円	19億7,848万円	545万358円

※職員手当には退職手当負担金は含みません。

※職員数および給与費には、再任用短時間勤務職員(3人)を含みます。

### 〈3〉職員の平均給料額、平均給与月額、平均年齢の状況 (令和4年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	317,244円	371,915円	42.1歳
教育職	289,629円	306,813円	38.0歳
技能労務職	289,500円	291,500円	58.0歳

※平均給与月額とは、給料および職員手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当など)の合計です。

### 〈4〉初任給の状況 (国と同基準) (令和4年4月1日現在)

区分	伊豆の国市
一般行政職	大学卒 182,200円
	短大卒 163,100円
	高校卒 150,600円

## ●職員の諸手当 (令和4年4月1日現在)

期末・勤勉手当の状況 (国と同基準)

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.275月分	0.95月分	2.225月分
12月期	1.275月分	0.95月分	2.225月分
計	2.55月分	1.9月分	4.45月分

## ●勤務の状況

〈1〉勤務時間の状況 (令和4年4月1日現在)

勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
7時間45分	8時30分	17時15分	12時~13時

※毎週木曜日の窓口業務は19時までの勤務

〈2〉年次有給休暇の取得状況 (令和3年)

区分	平均取得日数	消化率
市長部局等	9.8日	26.3%
教育委員会	7.9日	20.9%

# 4月9日(日)は 静岡県議会議員選挙の投票日です




県議会議員選挙の投開票が、4月9日(日)に行われます。あなたの大切な一票を県政に生かせるよう、必ず投票しましょう。投票所内は、感染症対策を実施していますので、お越しの際は、ご協力をお願いします。※選挙区内の立候補者が一人だった場合、投票は行われません。

☎ 伊豆の国市選挙管理委員会 (市役所行政経営課内) ☎ 055-948-1429

## ●投票時間

7時~20時(ただし、一部投票所は18時まで)

## ●投票場所

市内24投票所(投票所入場券および市HPで確認できます) (ホーム)市政選挙 (投票所一覧)  ▲投票所一覧


## ●期日前投票

投票日に、仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票できない人は、期日前投票ができます。開設期間の前半や平日が比較的空いています。 期間/4月1日(土)~8日(土) 時間/8時30分~20時 投票所/伊豆長岡庁舎1階 災害対策室 ※葦山支所、大仁庁舎では開設していません。 持ち物/投票所入場券(配達されていない場合は不要)、鉛筆、シャープペン ※下畑区、田原野区、長者原区では、別途、移動期日前投票所を開設します。詳しくは、後日、自治会経由で配布する資料をご覧ください。

## ●投票資格

次の要件を全て満たす人 ①平成17年4月10日以前に生まれた人 ②令和4年12月30日以前に市内に住民登録をし、引き続き県内に居住している人(県外に転出した人は投票できません)

## ●不在者投票

県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームに入院・入所中の人は、その施設で不在者投票ができます。詳しくは施設に問い合わせください。 仕事などで他の市区町村に滞在している人は、滞在先の選挙管理委員会に投票できます。滞在先での不在者投票には郵送日数がかかりますので、市選挙管理委員会へお早めに問い合わせください。 ※滞在先における不在者投票の投票用紙などの請求については、マイナンバーカードを使用した電子申請(オンライン申請)が利用できます。詳しくは市HPでご確認ください。(市政選挙/他の市区町村に滞在中の場合の不在者投票) 

## ●その他の投票方法

【郵便などによる不在者投票】 新型コロナウイルス感染症で自宅療養する人や、重度の身体障がいなどで投票所に行けない人は、お早めに市選挙管理委員会に問い合わせください。 【点字投票】 目の不自由な人は、投票所において点字で投票することができます。 【代理投票】 心身の障がいにより、自分で投票用紙に候補者名などを書くことができない人は、投票所で係員が秘密を厳守し、投票をお手伝いします。

## ●選挙公報

選挙公報は新聞折り込みで配布するほか、市内の各施設に備え付けます。また、市HPでもご覧いただけます。 折込予定日/4月4日(火)

## ●開票の日時・場所

4月9日(日)21時~ あやめ会館3階 多目的ホール